

府中市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池等導入事業  
(協定及び電力販売契約) 実施要領

1 趣旨

本実施要領は、府中市が2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組み及び市のレジリエンス強化のため、所有する公共施設に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるもの。

2 事業概要

事業者は、対象施設において構造調査等を行い、市の行政財産使用許可を受けたうえで太陽光発電設備・蓄電池等を設置し、事業期間において運転管理及び維持管理を行う。事業終了後は原則設備を撤去する。なお、事業の内容は府中市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池等導入事業仕様書のとおり。

3 提案上限単価

27.5円/kWh(消費税及び地方消費税を除く。)

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号の規定による暴力団等を、役員、代理人、支配人その他を含めて使用していないものであること。また、法人の役員または使用人が、暴力団等との関与があると認められないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 提出した書類に虚偽がないこと。
- (6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
  - ア 建築士法(昭和25年法律第202号)による構造設計一級建築士
  - イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者※上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

5 提出書類(参加申し込みに係るもの)

- (1) 参加申込書(別添様式) 1部
- (2) 事業者の概要(会社概要など) 1部

会社概要などに次に掲げる項目の記載がない場合は、任意の様式により資料を作成すること。

ア 業務遂行能力（担当者の資格・配置、体制や当該業務に従事する社員数等）

イ 履行保証力（履行保証に関する対応方針）

ウ 瑕疵担保力（損害賠償保険加入状況等）

(3) 本業務と同種または類似の受託実績 1部

過去3年間以内のもので、様式は問わない。また、実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（契約が証明できる部分のみの写しで良い）。

(4) 以下の書類 各1部

ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行後3か月以内のもの）

イ 財務諸表（直近3年分）

ウ 法人税、法人事業税、消費税の納税証明書（発行後3か月以内のもの）

※上記ア～ウについては、府中市契約事務規則第35条に規定する資格審査登録名簿に登録がある事業者の場合、提出は不要。

(5) 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

(6) 提案書（正本1部、副本9部）

提案書に求める内容について、提案事項を記載すること。また、資料として設置する機器の概要や機能が分かる製品カタログ等を添付すること。なお、次の点に留意すること。

ア A4判用紙を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。枚数制限は設けないが、分かりやすく簡潔な記載にすること。読み取りやすい文字サイズ等とすること。

イ 公正・公平な審査を行うため、副本については社名・ロゴ等を削除し、事業者が特定されることのないように書類を作成し、提出すること。

ウ 提出書類の内容について、本市より問合せを行う場合がある。

(7) 提出に関する映像

作成にあたっては、次の点に留意すること。

ア 提案書を基にした、本業務に係る内容のプレゼンテーションを収めた映像（20分以内）

イ 本業務の統括責任者及び担当者が出演すること

ウ 審査に影響を与える音響（BGM）は使用しないこと

エ 会社名が推測可能な情報を含めないこと

(8) 各提出物について、印刷物（(7)を除く）のほか、メールまたはCD-Rなどの電子媒体によりデータ（PDFファイル等）も併せて提出すること。

## 6 提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。各施設の設備（太陽光発電設備及び付帯設備、蓄電池を指す。以下同じ。）提案にあたっては、設備の導入可否に関わらず、「別紙2」に記載の全ての候補施設を対象とする。ただし、学校施設については最大9校への設置とする。そのため、一覧に記載の全ての学校に導入するわけでないため留意すること。スケジュールや事業資金計画等については、上記を踏まえ、候補施設内の学校施設から9校（市立府中第三中学校は含めること）を選定したものを提案すること。

なお、検討にあたっては別途交付する図面及び電力需要量30分値（それぞれ、一次審査通過者に対して交付・提示する。交付方法については別途案内する）を参考にすること。

#### (1) 事業の実施内容

##### ア 実施方針

提案の基本方針・概要を記載すること。また、構造計算書がない施設についての対応方法及びその詳細を示すこと。

イ 各施設における太陽光発電設備及び蓄電池の出力(kW)・容量(kWh)

ウ 太陽光発電設備及び蓄電池の総出力(kW)・総容量(kWh)

エ 太陽光発電設備（パネル、架台等を含む）及び蓄電池の単位面積当たりの重量(kb/m<sup>2</sup>)

※寸法や重量が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。

##### オ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

(ア) 設備による総発電量(kWh/年)

(イ) 施設への総供給電力量(kWh/年)及び自家消費率(%)

(ウ) 施設の温室効果ガス排出量削減効果の計測・検証方法

(エ) 施設の温室効果ガス排出量削減効果(kg-CO<sub>2</sub>/年)

※発電量の算定にあたっては、設備利用率の設定根拠を示すこと。

※施設への供給電力量(自家消費量)の算定にあたっては、別途、市より交付する30分値の電気使用量の実績を参考にすること。

※温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。

なお、電力の二酸化炭素排出量係数は0.434kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。

##### カ 設備設置仕様

(ア) 太陽光発電設備及び蓄電池の設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。架台の設計にあたっては、建物の構造耐力上主要な部分に緊結すること。漏水リスクに対しての適切な対応を取ること。

(イ) 施設によっては事業期間中に市が屋上防水の改修工事を実施する場合があります。そのため、防水改修に影響を与えないような設置工法の採用、または事業者で防水工事を実施したうえで設備を設置する等、効率的なものとなるよう

提案すること。

- (7) 想定する設置場所での設置方法は、令和3年経済産業省令第29号「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「建物設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」に適合した構造であること。

※第三者機関等による認定証や耐力試験の結果がある場合は添付すること。

※台風時等の突風による吹き上げや地震等の振動による設備の移動、飛散、脱落、浮き上がりへの対策がある場合は、併せて記載すること。

- (エ) 付帯設備の仕様

※寸法や重量が分かる当該製品のパンフレット等を添付すること。

#### キ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- (7) 非常時・停電時のシステム構成図

- (1) 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

- (7) 自立運転時に太陽光発電設備及び蓄電池から使用可能な出力（kW）

- (エ) 自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW）

- (カ) 災害時用コンセントの設置場所、個数

#### ク 設計図

- (7) 平面図

※設置場所、設置部分の寸法・面積、メンテナンスや消防活動のための通路幅等が分かるように記載すること。

- (1) システム構成図

※平時及び災害時（自立運転時）に使用できる設備、仕様が分かるように記載すること。

#### ケ 設置工法

- (7) 工事の工法

- (1) 工事の安全面・騒音対策等

#### コ 契約単価

市が、施設に供給された電力使用量に応じて支払う契約単価（円/kWh）。単価は契約期間中一定とする。単価は、消費税及び地方消費税を含まない価格で提案すること。

電気料金の概算については、運転期間中における自治体の負担として算出すること（運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。

本事業は補助事業の活用を想定しており、採択された場合は工事費等の交付金が事業者を支払われるため、工事費の内訳と併せて想定交付額を試算すること。なお、見積りにあたっては補助事業の要件、補助率、交付上限額等をよく確

認し提案すること。

サ その他独自提案

以下の点について、それぞれその他独自提案をすること

(ア) 府中市の特性を踏まえた独自提案

(イ) 環境教育に係る取組

(ウ) 余剰電力が生じた場合の、市内における電力の地産地消に関する取組

(2) 事業実施体制

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

※補助事業の申請、各種法令の規定に基づく届出等の手続き、市との協議等も含め、事業実施に必要な工程、スケジュールを記載すること。

ウ 市内業者活用の提案(業務内容・役割を記載すること)

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、スケジュール、遠隔監視の有無等)、実施体制

(ア) 設備の故障、緊急時や災害発生時の対応体制も示すこと。

(イ) 各種法令の規定に準拠していることが分かるように記載すること。

オ 事業資金計画

設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去、保険料等のための必要経費、売電収入や補助事業による資金調達等の収入、事業期間における収支及び内訳を記載すること。

※運転期間中の施設廃止、改築等はないものとして記載すること。

※設備等の一時移設を伴う市による防水工事等は、運転期間中、施設で各1回実施することを前提として記載すること。

カ 事業実施中のリスクに対する対策

設備の故障等に対する損害保険の適用範囲や補償内容、設計・工事等の履行に係る保証及び維持管理費用の増大、天災等の不可抗力等の維持管理期間におけるリスク保証、市や第三者に対する賠償等、事業期間において発生が想定されるリスクに対しての対策、補償方法を記載すること。

7 提出方法等

(1) 提出先

府中市生活環境部環境政策課

住所 府中市宮西町2-24

(2) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、書類は提出先に持参または郵送(郵送は、書留郵便に

限る) すること。

(3) 提出期限

ア 「4 提出書類」のうち、提案書以外の提出書類

令和7年2月17日(月)午後5時まで(平日のみ)

イ 提案書及び提案書のプレゼンテーション映像(一次次審査通過者のみ)

令和7年3月12日(水)午後5時まで(平日のみ)

(4) 注意事項

ア 期限までに提出できなかった場合はいかなる理由であっても受付しない。

イ 参加申込書及び提案書の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

ウ 提出された書類は、本手続き以外には使用しない。

エ 提出された書類及び電子記録媒体は、返却しない。

オ 提出期限以後の差し替え、追加及び再提出は認めない。

カ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格が無効になるとともに、指名停止措置を行う場合がある。

キ 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため府中市と事業予定者の協議により、内容を調整することができるものとする。

(5) 協定の締結について

決定した事業者と市が協議し、両者の合意形成がなされた後に本件に関わる仕様を確定したうえで協定を締結する。

なお、協議が合意に至らなかった場合には、次点の提案者と協議を行う者と交渉する場合がある。

8 質問の受付及び回答

本事業の提案に関する質問の受付及び回答について次のとおり行う。

(1) 質問受付期間

ア 受付期間

令和7年2月4日(火)～10日(月)午後5時まで

イ 提出方法

電子メールで受付。電子メールの件名は「府中市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池等導入事業に関する質問」とすること。質問書(様式任意)を作成のうえ、電子メールにて送付すること。電話や来庁による質問には応じない。

ウ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(2) 質問に対する回答

令和7年2月13日(木)午後5時までに、市ホームページ上に掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

## 9 企画提案の審査・スケジュール

### (1) 一次審査（書類審査）

提案書以外の提出書類について、表の番号1～4に示す観点から審査及び評価を行い、上位3者程度を一次審査通過者として選定する。なお、一次審査の結果（点数）は二次審査に引き継ぐ。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション及び質疑）

一次審査通過者による提案書及び提案のプレゼンテーション映像、質疑（電子メール）等について、表の番号5から18までに示す観点から評価を行い、最も高い評価を得た提案者を受注候補者とする。なお、一次審査の通過者が1者の場合でも実施する。選定結果は、二次審査後、参加者全員に文書にて通知する。

表 受注候補者を選定するための評価基準

| 番号 | 評価項目          | 評価のポイント  |
|----|---------------|--|
| 1  | 経営規模          | 会社の規模等が今回の業務を行うに当たり適当か。  |
| 2  | 履行保証力         | 履行保証面の懸念はないか。  |
| 3  | 瑕疵担保力         | 瑕疵に対する責任をとれるか。   |
| 4  | 類似実績          | 類似業務の実績等を有しているか。   |
| 5  | 導入設備の内容       | 太陽光発電設備の総出力、蓄電池の総容量は妥当か。   |
| 6  | 設備設置仕様        | 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、設備仕様は妥当か。風圧、積雪、地震等に耐えうる構造で安全性が高い仕様となっているか。                              |
| 7  |               | システム構成は、平時及び自立運転時に使用できる設備容量が明確か。また、発電した電力は当該施設に優先して供給する提案か。                                    |
| 8  | 工事遂行能力        | 施設利用者や近隣住民への配慮があるか（安全面や騒音、工事時間、反射光、施設利用の阻害等）。  |
| 9  |               | 実施体制、施工スケジュールは妥当か。補助事業の規定内であるか。  |
| 10 | 保守点検・維持管理計画   | 保守点検や設備管理の視点・方法、設備交換の頻度や時期、実施体制等は、法令を遵守したもので、設備の安定的な運転、維持管理ができているか。緊急時や災害発生時の対応・安全管理体制は整っているか。 |
| 11 | 二酸化炭素排出量の削減効果 | 二酸化炭素排出量の削減量が大きい提案となっているか。温室効果ガス排出量削減効果の測定・検証方法は、具体性・妥当性・実現性があるか（一般的で信頼性がある方法か）。               |

|    |               |  |
|----|---------------|--|
| 12 | 市内業者の活用       | 市内業者を活用する提案となっているか。  |
| 13 | 事業資金計画        | 必要経費（工事費、維持管理費等）、資金調達（補助金、売電収入等）の内容に具体性・妥当性・実現性があるか。また、投資回収ができる提案となっているか。  |
| 14 | 電気料金（概算単価）    | 電気料金がどの程度低減されるか。   |
| 15 | 事業実施中のリスク対応   | 事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか（設備等の故障、設計・工事等の不履行、維持管理費用の増大、天災等の不可抗力等、発生が想定されるリスクに対して、適切な保険に加入する等、補償方法が明確に示されているか）。 |
| 16 | 市の特性を踏まえた独自提案 | 具体性・実現性があり、市の特性を活かした提案か。   |
| 17 | 環境教育に係る取組     | 具体性・実現性があり、施設での環境教育に資する取組の提案か。   |
| 18 | 余剰電力の活用       | 余剰電力が生じた場合の、本市内における電力の地産地消に関する取組があるか。売電収入が自治体の電力購入単価低減に繋がっているか。  |

## 10 受注候補者決定までのスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

| 項目                  | 日程                |
|---------------------|-------------------|
| 募集要項等の公表            | 2月1日（土）           |
| 募集要項や業務提案書に関する質問の受付 | 2月4日（火）～10日（月）    |
| 質問回答（市ホームページに掲載）    | 2月13日（木）          |
| 参加申込に係る書類の提出期間      | 2月17日（月）          |
| 一次審査結果通知（予定）        | 2月28日（金）          |
| 提案書及び映像の提出期間（予定）    | 2月28日（金）～3月12日（水） |
| 市からの質疑（予定）          | 3月19日（水）          |
| 質疑への回答期間（予定）        | 3月25日（火）          |
| 二次審査結果通知（予定）        | 3月31日（月）          |

## 11 その他留意事項

### (1) 仕様書

事業内容の詳細については、プロポーザルによる選定後に、選定された事業者



の提案を基に、市との協議により仕様書を作成し、決定する。

(2) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は自治体に帰属する。

イ 提案者は、自治体に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ自治体に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(3) 情報公開に関する事項

提出された資料等は、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、原則公開の対象となる。特に、採用された事業者の資料等について、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則公開となるため留意の上、提出すること。

## 12 失格要件

参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

## 13 参考資料

- (1) [第3次府中市環境基本計画](#)
- (2) [府中市公共施設再エネ導入調査について](#)
- (3) [府中市地域防災計画（令和6年修正）](#)
- (4) [府中市水害ハザードマップ](#)
- (5) [府中市土砂災害ハザードマップ](#)

## 14 問合せ先

府中市生活環境部環境政策課

担当 谷口

住所 府中市宮西町2-24

電話 042-335-4196 (直通)

E-mail kankyo02EMS@city.fuchu.tokyo.jp

※E-mail で問い合わせの際は、件名の冒頭に【府中市公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池等導入事業】と記載すること。